

高齢ドライバーのみなさん

# 運転免許証の自主返納を 考えてみませんか？



高齢になると、身体や認知能力の低下により運転中に危険の発見が遅れ、交通事故につながる恐れがあります。

悲しい交通事故を未然に防ぐため、ご自分の運転に不安を感じている方は、運転免許証の自主返納を検討してみませんか？



## 運転免許証 自主返納の方法

**運転免許証の有効期間内**に、**運転免許証を持参**して、**警察署**または**運転免許センター**で手続きをしてください。※代理の方が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

**沼津警察署**（☎055-952-0110）平日 9時～11時30分・13時～16時

**大仁警察署**（☎0558-76-0110）

〃

**東部運転免許センター**（☎055-921-2000）平日 9時30分～11時30分・13時30分～15時30分

### ◆免許返納後、下記の書類が発行されます

- ① **申請による運転免許の取消通知書**（無料）
- ② **取消を受けた免許証**（無料）※申請しないともらえません
- ③ **運転経歴証明書**（手数料1,100円）※発行は任意。本人確認書類として使用できます

## 沼津市は運転免許証を自主返納した高齢者を支援しています

市内協力事業者で利用できる**バス・タクシー利用券5,000円分**を交付しています。

**対象**：免許証を自主返納した申請時に**65歳以上の市民** ※有効期間切れによる免許失効は対象外

**申請期間**：免許返納後**6カ月以内** ※申請できるのは**1回限り**です

**利用券の有効期限**：交付を受けた日から1年を経過した日の属する年度の3月末日まで

例：令和5年度に利用券を交付 → 令和7年3月末日まで有効

## バス・タクシー利用券申請の方法



### 【沼津警察署で免許返納される方】

- ・免許返納と同時に申請ができます。
- ・窓口担当者の指示に従って申請してください。
- ・申請から**1週間後を目途**に、ご自宅にバス・タクシー利用券を発送します（簡易書留）。



### 【ほかの場所（運転免許センター等）で免許返納される方】

- ・申請による運転免許の取消通知書（上記①）と、本人確認書類（上記②・③）を持参してください。
- ・沼津市役所2階生活安心課または戸田市民窓口事務所で申請される方には、バス・タクシー利用券を即日交付します。

◆沼津市役所生活安心課（☎055-934-4742） 平日 8時30分～17時15分

◆戸田市民窓口事務所（☎0558-94-3111） 平日 8時30分～17時15分（17時までに受付してください）

- ・お近くの市民窓口事務所でも申請できます。その場合、申請から**1週間後を目途**に、ご自宅にバス・タクシー利用券を発送します（簡易書留）。

お問い合わせ

沼津市役所 生活安心課 交通・防犯対策係 ☎055-934-4742